

耕畜連携地域資源活用促進事業実施要領

令和6年10月3日
6農産第890号
京都府農林水産部長通知

第1 趣旨

知事は、安定した農業経営の実現に向け、堆肥等の地域資源の活用を促進し、地力を増進することで、化学肥料の使用量低減に伴う生産コストを抑制する取組を支援するため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

本事業の補助対象事業、補助対象者、採択基準及び補助額等については、別表1のとおりとする。

第3 補助対象経費

本事業の補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために要する経費であって、別表2のとおりとする。

なお、燃料代、振込手数料、決済手数料、既存設備等の改修費、官公庁に支払う手数料及び租税公課（消費税及び地方消費税を含む。）及びその他の補助金の使途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費及び証拠書類等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は補助対象外とする。

第4 事業の実施等

1 交付申請等

補助金の交付申請を行おうとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定により、補助金交付申請書（別記第1号様式）を作成し、知事に提出するものとする。なお、2の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、交付決定前着手届（別記第2号様式）を提出しなければならない。

2 交付決定

知事は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対して規則第6条に規定する補助金の交付決定を行うものとする。

3 補助金の変更等の承認

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により補助金変更等承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業者を構成する者の追加又は変更
- (3) 補助金額の増又は3割を超える減
- (4) 事業費の3割を超える増減
- (5) 事業内容の追加又は変更

4 実績報告

補助事業者は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める期日までに規則第13条の規定により、補助金実績報告書（別記第4号様式）を作成し、知事に提出するものとする。

5 補助金の概算払

補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

第5 補助対象期間

本事業の補助対象期間は、令和7年2月28日までとする。

第6 書類の提出

この要領に基づき提出する書類は、申請者の住所又は主たる事務所の所在地を所管する京都府広域振興局の長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事）に提出するものとする。

第7 証拠書類の保存等

補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

第8 財産の管理及び処分

- 1 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）とし、その期間は、取得の日から起算すること。
- 3 処分制限期間中において、処分を制限された取得財産を補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとする（以下「処分等」という。）ときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産の残存価値相当額又は処分等により得られた収入の全部又は一部を府に納付することを条件とすることがある。

第9 その他

規則及びこの要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和6年10月3日から施行する。

【別表1】

補助対象事業	<p>1 国内産堆肥及び緑肥種子（以下「国内産堆肥等」という。）の購入、運搬及び散布委託</p> <p>(1) 国内産堆肥等の購入</p> <p>(2) 国内産堆肥の運搬</p> <p>(3) 国内産堆肥の散布委託</p> <p>2 化学肥料を低減する取組に必要な簡易機器等の導入</p> <p>(1) 土壌分析装置の購入</p> <p>(2) 堆肥散布、緑肥すきこみのための機器の購入</p>
補助対象者	<p>農業者または農業者が組織する団体</p> <p>※農業者は販売農家に限る。前年度の販売額がない場合（新規就農者）等は見込み額で判定する。</p> <p>※補助対象事業の2の補助対象者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第5項又は第14条の4第3項に規定する農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けている者、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人及び3戸以上の農業者で組織する団体（本事業で導入する機器等を共同利用する団体に限る。）に限る。</p>
採択基準	<p>次に掲げる基準をすべて満たすこと</p> <p>1 京都府内に所在する経営体であり、府内に主な生産・経営基盤を持つこと</p> <p>2 京都府環境負荷低減事業活動実施計画の認定（以下「京都府みどり認定」という。）を目指している者等であること</p> <p>3 国内産堆肥等の施用予定面積又は量が前年産より10%以上増加する計画に基づき、国内産堆肥等を活用すること</p> <p>4 補助対象事業の1に取り組む者については、国内産堆肥等の施用予定面積が30アール（水稻の場合にあっては、1ヘクタール）以上かつ、国内産堆肥については施用予定量が6トン以上であること</p> <p>5 国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（本補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業でないこと</p>
補助額等	<p>1 補助額</p> <p>補助対象経費の1/2以内の額（算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>2 1 補助事業者あたりの補助対象事業ごとの補助限度額</p> <p>(1) 補助対象事業の1 50万円。ただし、補助金の額が1万円未満となる場合は、交付決定の対象としない。</p> <p>(2) 補助対象事業の2 100万円。ただし、補助金の額が1万円未満となる場合は、交付決定の対象としない。</p> <p>3 1 補助事業者あたりの補助限度額</p> <p>100万円</p>

【別表 2】

補助対象経費一覧

費目	内容	留意点
機械・設備整備費	化学肥料を低減する取組に必要な簡易機器等の導入に係る経費等	汎用性の高い物品（パソコン、コピー機、運搬車、トラクター、フォークリフト等）の購入に係る経費について、専用品としての利用が証明できない場合は補助対象外とする。 中古品の購入にかかる経費は補助対象とする。 ただし、当該中古品は法定耐用年数が3年以上残存するものとし、型式や年式が記載された見積りを2者以上から取得すること。なお、購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用、購入品の故障や不具合等により使用できなかった場合における購入費用は、補助対象外とする。
使用料及び賃借料	国内産堆肥等の運搬に際し車等の借用に係る経費等	自己が生産した堆肥、緑肥種子等に係る経費は補助対象外とする。
原材料費及び資材費	国内産堆肥等の購入に係る経費等	自己が生産した堆肥、緑肥種子等に係る経費は補助対象外とする。
委託・役務費	国内産堆肥等の散布委託に係る経費等	自己が生産した堆肥、緑肥種子等に係る経費は補助対象外とする。
通信運搬費	国内産堆肥等の運搬配送に係る経費等	自己が生産した堆肥、緑肥種子等に係る経費ならびに電話代、電気代、郵便代、燃料（ガソリン等）代及びインターネット利用料等は補助対象外とする。 堆肥生産事業者以外の者（小売事業者や卸売事業者）の事業所や倉庫から補助対象者のほ場、倉庫等へ配送する場合の配送料は補助対象外とする。